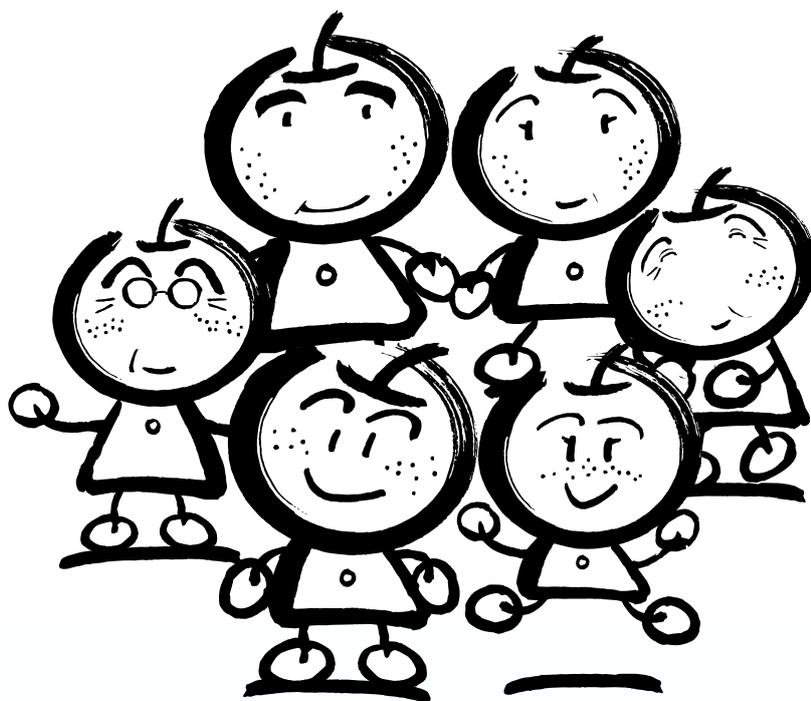


白井市障害者計画

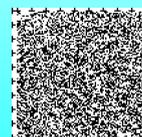
(平成 28 年度—平成 37 年度)

— 概要版 —



平成 28 年 3 月

千葉県白井市



《「障害」の「害」の字等の表記について》

白井市では、市で使う「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。また、国全体の現況について説明する等のくだりにおいても漢字「害」を使っています。

このため、当冊子も、「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合等を除いて「障がいのある人」と表現しています。

◇ 計画の性格と位置づけ

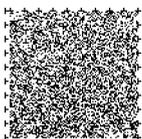
- ◆ この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画です。
- ◆ 白井市第 5 次総合計画（基本構想の期間：平成 28～37 年度）の個別計画として策定します。
- ◆ 国、県それぞれが策定した関連の計画などや、白井市地域福祉計画（しろい支え愛プラン）、白井市（第 4 期）障害福祉計画、白井市高齢者福祉計画・（第 6 期）介護保険事業計画など市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

◇ 計画の期間

この計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、平成 32 年度において（中間）見直しの作業を行うことを予定します。

また、最終年度に評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
白井市障害者計画									
				見直し				検証	見直し
白井市第 4 期 障害福祉計画		白井市第 5 期障害福祉計画			白井市第 6 期障害福祉計画			白井市第 7 期 障害福祉計画	
	見直し			見直し			見直し		



◇ 計画の目標像と基本目標等

《目標像》

障害者基本法の理念を基にしながら共生（ともに生きる）しともに参加する地域の実現をめざして、本計画の目標像（キャッチフレーズ）を

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり**

とし、これからの障がい福祉における市民・地域・市等の共通の目標とします。



＜基本目標＞

1 地域での自立生活への支援の推進

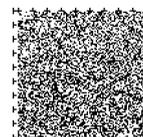
住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。

2 社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。



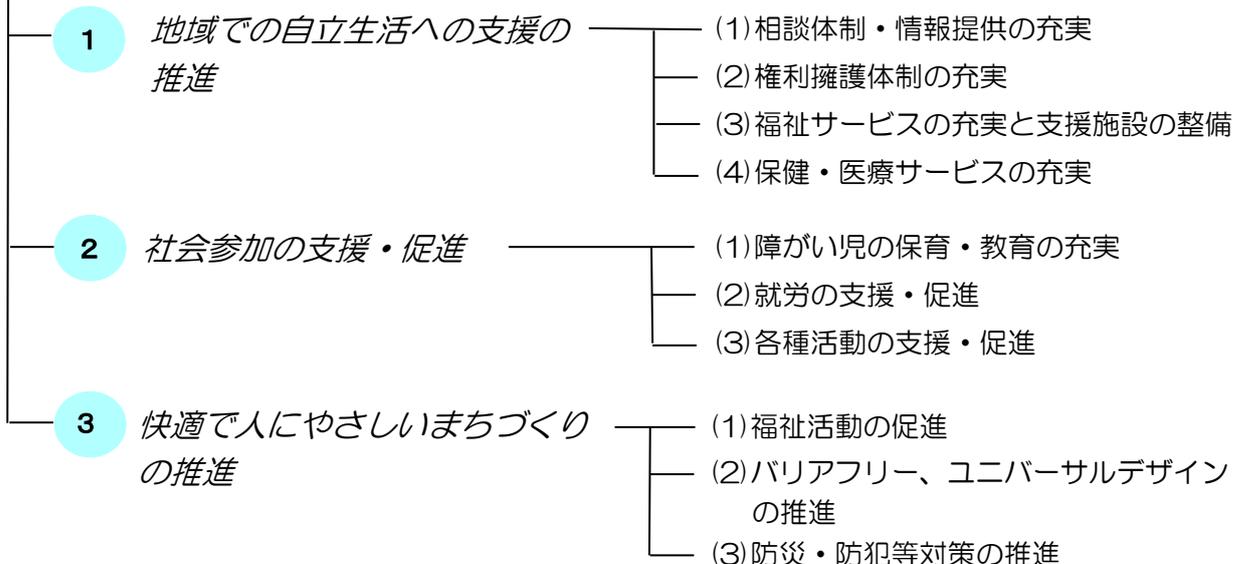
【計画の体系図】

《目標像》

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり

〈基本目標〉

【施策の方向】



◇ 重点取り組み

① 相談支援体制の充実

障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実を図ります。

② 地域生活基盤の整備の推進

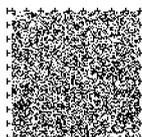
障がいのある人等が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、“日中活動の場”や“居住（住まい）の場”等の整備を進めます。

③ 地域生活支援拠点等の整備

第4期障害福祉計画についての国の基本指針で示された障がいのある人等の“地域生活支援拠点等”を、今後示される要件を満たしながら整備します。

④ 防災対策の推進

市の地域防災計画を基本として、障がいがあることなどで災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施します。



◇ 計画の展開（具体的な取り組み）

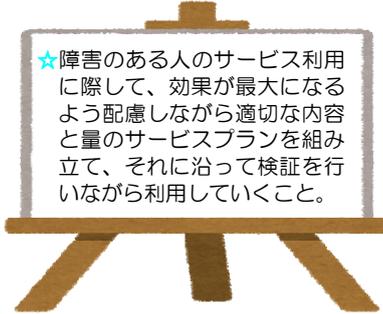
基本目標 1 地域での自立生活への支援の推進

（1）相談体制・情報提供の充実

各種相談・情報提供の体制の充実に努めるとともに、適切なサービスの効果的な利用を促進するため、障がいのある人についてのケアマネジメント★の充実に図ります。

〔主な取り組み〕

- 相談体制の充実
- 障がい者ケアマネジメント体制の構築・確立
- 情報提供の充実



★障害のある人のサービス利用に際して、効果が最大になるよう配慮しながら適切な内容と量のサービスプランを組み立て、それに沿って検証を行いながら利用していくこと。

（2）権利擁護体制の充実

生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が、安心して地域で自立生活を送れるよう、その権利の擁護に努めます。

〔主な取り組み〕

- 権利擁護施策の推進
- 当事者参画の促進
- 選挙における配慮の実施
- 障がい者虐待防止対策の推進

（3）福祉サービスの充実と支援施設の整備

障がい福祉サービスの質の向上や充実に努めるとともに、身体障害者福祉センターの充実や新たな地域生活支援拠点等の整備を図ります。

〔主な取り組み〕

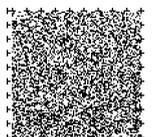
- 指定障害福祉サービス等の充実
- 地域生活支援事業の充実

（4）保健・医療サービスの充実

身体障がい等の発生予防や身体、知的、精神3障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえ個別のニーズに対応できるよう、知的障がい者等の療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

〔主な取り組み〕

- 早期発見・療育の体制の充実
- 保健サービスの充実
- 医療につなげる支援の充実



基本目標 2 社会参加の支援・促進

(1) 障がい児の保育・教育の充実

障がいのある子どもたちが、地域の中で社会に参加しながら自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・充実に努めます。

〔主な取り組み〕

- 早期療育・保育の充実
- 学校教育（特別支援教育）の推進
- インクルーシブ教育システムの推進
- 放課後対策の充実

(2) 就労の支援・促進

関係機関等との連携を図りながら、障がいの種類や程度に応じた就労の支援、就労機会の充実に努めます。

〔主な取り組み〕

- 一般就労の促進
- 福祉的就労の促進

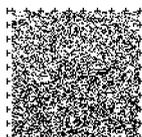


(3) 各種活動の支援・促進

障がいのある人も気軽に参加できるようなスポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。

〔主な取り組み〕

- 外出、コミュニケーション支援施策の推進
- スポーツ・文化芸術活動等の促進
- 当事者団体等の育成・支援



基本目標3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

(1) 福祉活動の促進

障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

〔主な取り組み〕

- 啓発活動の充実
- ボランティア、NPO活動の促進

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるようバリアフリー、ユニバーサルデザインのすべての人にやさしいまちづくりを目指し、法律や条例等の内容に則った「福祉のまちづくり」を進めます。

〔主な取り組み〕

- 外出環境の整備（福祉のまちづくり）
- 住宅バリアフリーの促進

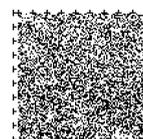


(3) 防災・防犯等対策の推進

市の地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯等の体制の整備を進めます。

〔主な取り組み〕

- 防災・防犯等対策の推進
- 消費生活相談の実施



◇ 計画の推進と進行管理

(1) PDCAサイクルに基づく進行管理

*本計画は、計画に定める事項について定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更その他の必要な措置を講じる、「PDCAサイクル」の考え方を基本とします。

Plan (計画)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do (実行)	計画に基づき活動を実行する
Check (評価)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
Act (改善)	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

(2) 推進体制の確立

*本計画は保健・医療・福祉・教育・労働・交通・まちづくりなど多くの分野の内容を含んでおり、その推進のためには、障がいの内容やライフステージに対応したきめ細やかで一貫した施策を実施できる体制づくりが不可欠です。

特に保健・医療・福祉の連携がいっそう重要になっているため、社会福祉課障害福祉班の充実・強化を図って保健・医療・福祉の連携体制を強化し、サービスの総合的・効果的な提供に努めます。

(3) 関係機関などとの連携

*社会福祉協議会や関係機関・団体、また周辺市町や県などとの連携を強化します。

(4) 市民の参画

*広報活動の充実や福祉・ボランティアなどに関する学習機会の提供などにより、市民の参画を促進します。

(5) 評価と公表

*白井市では、平成19年度に、サービス提供事業者や障がい者団体等の代表者で構成する「白井市地域自立支援協議会」を設置し、生活支援部会・就労支援部会で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案、さらには全体会での全体調整・全体方針検討などを行っています。

この白井市地域自立支援協議会を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

(6) 人材の確保と資質の向上

*専門職員をはじめとする福祉的人材の確保・育成とその資質の向上に努めます。

平成28年3月 発行

企画・編集： 白井市 健康福祉部 社会福祉課
〒270-1492 千葉県白井市復1123
電話 047-492-1111(代表) FAX 047-492-3033
e-mail: syakai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp
ホームページ: <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>

